

2011年1月

廃タイヤの適正処理について

- 指定制度経過措置廃止後の対応マニュアル -

社団法人 日本自動車タイヤ協会

目 次

項 目	頁
指定制度経過措置の廃止について	1
廃タイヤ回収ルート図	2
一般廃棄物と産業廃棄物の区分	3
排出者（事業者）の義務	4
タイヤ販売会社・販売店へのお願い	5
廃タイヤ引取り店リスト	6
廃タイヤの処理委託契約	7
処理業者の必要許可証	8
処理業者の確認事項	9
マニフェスト制度	10
マニフェストの流れ（基本）	11
マニフェスト記入例	12
マニフェスト管理台帳（例）	13

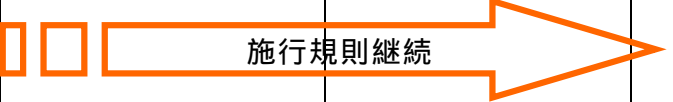


指定制度経過措置の廃止について

タイヤ業界では、平成7年以来、廃棄物処理法に定められた廃棄物処理業の許可不要の制度に基づき、排出者から処理費を徴収して廃タイヤの適正処理を行って来ましたが、この度、平成23年4月1日をもって、産業廃棄物広域再生利用指定制度（以下、指定制度という。）が廃止されることとなりました。

つきましては、その後の対応についてマニュアルを作成しましたので、平成23年4月1日以降、従来の指定産業廃棄物について、これに基づいた対応をお願いします。

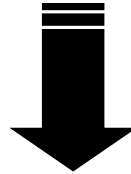
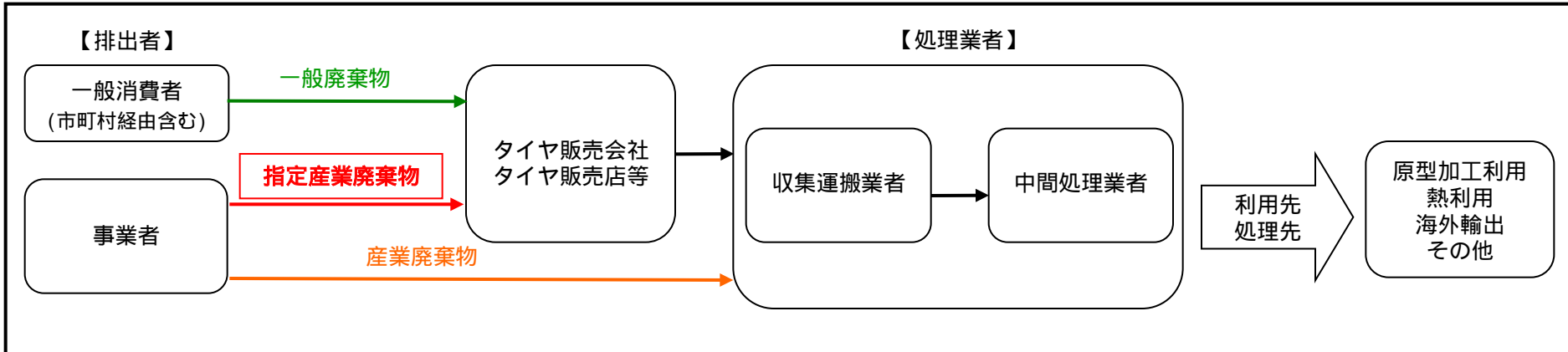
なお、廃棄物処理法（施行規則2条9）による、一般廃棄物の収集運搬業許可不要の扱いには何ら変更はありませんので、一般廃棄物につきましては、従来通りの対応を引き続き継続して下さい。

指定制度の経緯（収集運搬関連のみ）

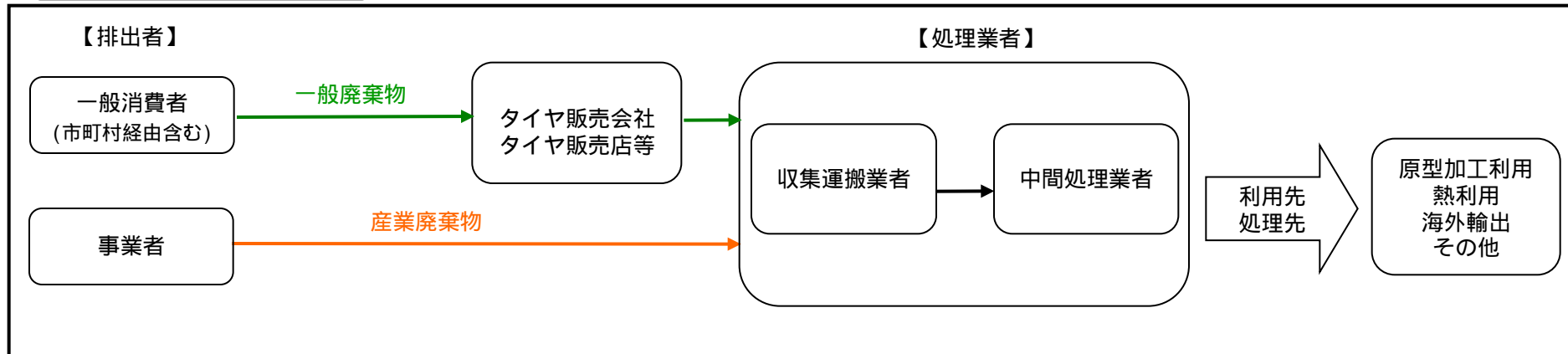
	1994年（平成6年）	1995年（平成7年）	2001年（平成13年）	2003年（平成15年）	2011年（平成23年） 4月1日以降
一般廃棄物	廃棄物処理法（第6条の3）に基づき、廃タイヤ等4品目の一般廃棄物について、自治体では処理出来ない「適正処理困難物」の扱いとなり、タイヤ業界への協力要請が行われた	一般廃棄物の指定制度開始 指定3号：収集運搬 大臣申請したタイヤ販売店等（約13万店）は、一般廃棄物について収集運搬業の許可不要で、収集運搬費用徴収可能（処分費用は預り金）	一般廃棄物の指定制度終了 施行規則（2条9）運用開始 適正に収集運搬が行えるタイヤ販売店等は、その販売に伴って発生した一般廃棄物について収集運搬業の許可不要で、収集運搬費用徴収可能（処分費用は預り金）		
産業廃棄物	-	産業廃棄物の指定制度開始 指定2号：収集運搬 大臣申請したタイヤ販売店等（約13万店）は、産業廃棄物について収集運搬業の許可不要で、収集運搬費用徴収可能（処分費用は預り金）			

廃タイヤ回収ルート図

平成23年3月31日まで



平成23年4月1日以降



一般廃棄物と産業廃棄物の区分

廃棄物処理法上の定義では、事業活動に伴って生じた廃棄物が産業廃棄物、それ以外が一般廃棄物と定義されています。

タイヤの場合、一般廃棄物と産業廃棄物をタイヤの種類、装着車種等から現場で判断することは非常に困難ですが、そのような中で、平成23年4月1日以降、タイヤ販売店等は収集運搬業の許可を取得しない限り、従来の指定産業廃棄物を取り扱うことは出来なくなります。

一方、一般廃棄物については、廃棄物処理法（法6条の3）に基づく適正処理困難物として、一般消費者や自治体から処理を依頼された場合、タイヤ販売店等は、これを必ず引き取らなければならないため、むやみに廃タイヤの引取りを拒否することは出来ません。

従って、タイヤ業界としては、廃棄物処理法を遵守した上で、現場での混乱が生じないように、下記の区分を定め、これに基づいた運用を行うこととします。

区 分	定 義
一般廃棄物	店頭引き取り品 (含む、自治体及び一般消費者からの店頭持込み品、ロードサービス時の引き取り品) 但し、事業者(運送会社、バス会社、タクシー会社、宅配会社等)からの物は除く
産業廃棄物	上記、一般廃棄物以外のものすべて

排出者（事業者）の義務

1. 廃タイヤの適正管理・保管

- 1) 保管場所の特定と表示
- 2) 飛散・流出の防止
- 3) 害虫・悪臭の発生など生活環境上の支障が生じないようにすること

2. 処理委託契約の締結

収集運搬業者と処分業者（中間処理業者又は再生利用先・最終処分先）の両方と書面で処理委託契約を結んで下さい。

指定制度の廃止に伴い、平成23年4月1日以降は、タイヤ販売会社・販売店は、事業者の廃タイヤを扱うことが出来なくなりますので、排出者として責任を持って、処理業者への委託を行なって下さい。

3. マニフェストの交付・管理

- 1) 廃タイヤの引渡し時に必ずマニフェストを交付すること
- 2) 返却されたマニフェストを照合すること
- 3) マニフェストは、返却後5年間保管すること
- 4) 年1回、交付状況を自治体へ報告すること

4. 適正処理の最終確認

排出者は、最終処理に至るまで責任があり、処理を委託した業者が不法投棄・不法集積・倒産した場合等、最終的には処理を委託した排出者の責任となります。

タイヤ販売会社・販売店へのお願い

1. 廃タイヤの適正管理・保管
 - 1) 保管場所の特定と表示
 - 2) 飛散・流出の防止
 - 3) 害虫・悪臭の発生など生活環境上の支障が生じないようにすること
2. 処理委託契約の締結
収集運搬業者と処分業者（中間処理業者又は再生利用先・最終処分先）の両方と書面で処理委託契約を結んで下さい。
タイヤ販売店が販売会社に一般廃棄物の処理を委託する場合は『委任状』を提出することによって上記の契約は不要となります。
3. 店頭引取りの徹底
廃タイヤは適正処理困難物であるため、一般消費者や自治体から処理を依頼された場合、必ず引取りを行なって下さい。
また、一般消費者から徴収した処理費は、自店でかかった適正な費用以外、全額、処理業者又は委任状提出先（販売会社）に支払って下さい。
4. 有価物の取扱いについて
処理費を受け取った廃タイヤを中古タイヤ/台タイヤ等の有価物（含む、無償）として転売する行為は厳禁。
無償で譲り受けたり、有価で買取った廃タイヤは、台タイヤ/中古タイヤ等の有価物として転売可能。
但し、買取り/転売の場合、古物商免許が必要。
5. マニフェストの交付・管理
 - 1) 廃タイヤの引渡し時に必ずマニフェストを交付すること
 - 2) 返却されたマニフェストを照合すること
 - 3) マニフェストは、返却後5年間保管すること
 - 4) 年1回、交付状況を自治体へ報告すること「委任状」によって販売会社に処理を委託した分については、販売会社がマニフェストを交付します。
6. 適正処理の最終確認
排出者は、最終処理に至るまで責任があり、処理を委託した業者が不法投棄・不法集積・倒産した場合等、最終的には処理を委託した排出者の責任となります。

廃タイヤ引取り店リストについて

一般廃棄物の廃タイヤは廃棄物処理法（法6条の3）に基づいて、適正処理困難物としてタイヤ業界に協力要請が行われているため、自治体や一般消費者から廃タイヤの引き取りを求められた場合、これに対応しなければなりません。

また、廃タイヤを何処に持ち込めば良いかの問い合わせに対応するため、廃タイヤ引取り店リストを作成しておく必要がありますので、タイヤ販売会社の廃タイヤ担当者は、下記項目がわかる自社営業所リストを定期的にJATMA地区担当者に提出して下さい。

なお、指定制度の廃止に伴い、従来の指定店リストの作成、メンテナンスは廃止します。

廃タイヤ引取り店リスト（サンプル）

住所		会社・営業所	電話番号
都道府県	市区町村		
東京都	港区虎ノ門3-8-21	タイヤ商会 港営業所	03-5408-5051

廃タイヤの処理委託契約

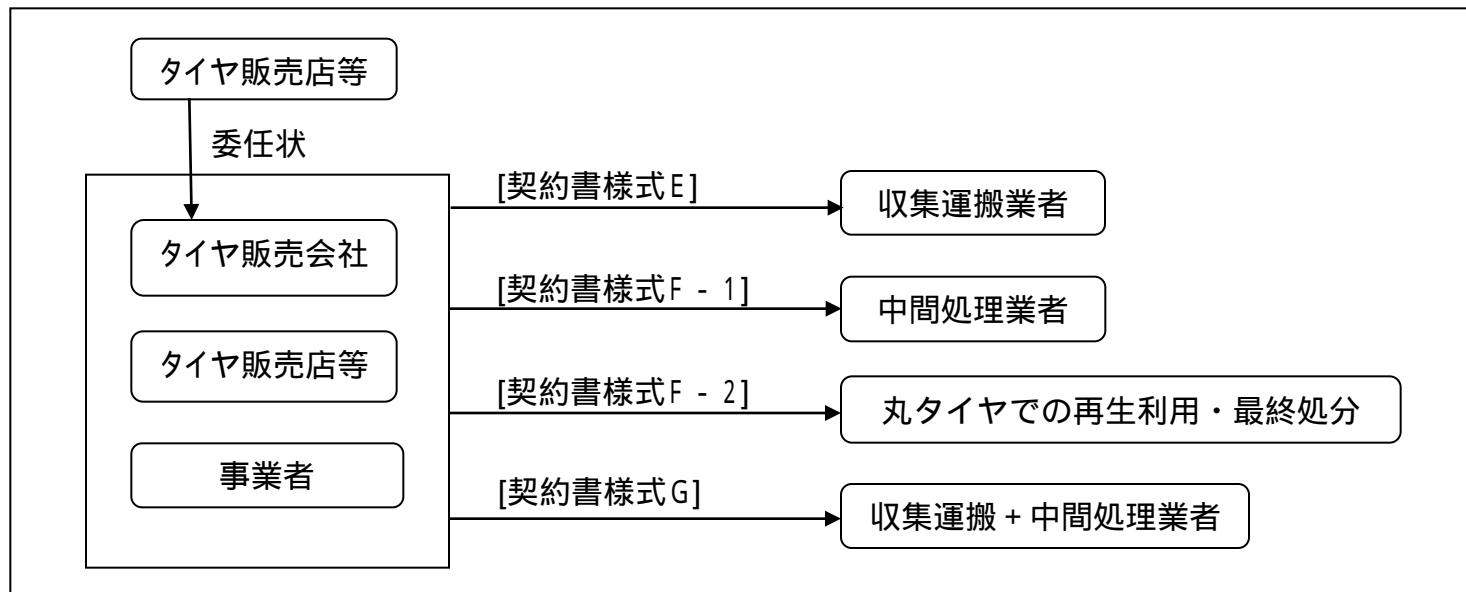
1. 処理委託契約書

廃タイヤの処理を第三者に委託する場合、収集運搬[契約書様式E]と処分（中間処理[様式F - 1]又は再生利用・最終処分[契約書様式F - 2]）の2つの契約が必要です。但し、収集運搬と処分、両方の許可を持つ業者と契約する場合は、[契約書様式G]による1つの契約書で問題ありません。

2. 委任状

タイヤ販売店等が、廃タイヤの処理をタイヤ販売会社に委託する場合、タイヤ販売会社宛に『委任状』の提出が必要です。なお、従来、指定制度申請のためにタイヤ販売店の適正処理内容を確認していた『確認書』は、指定制度の廃止に伴い、今後は不要となります。

【契約形態】



処理業者の必要許可証

- 1) 事業者が廃タイヤの処理を委託する場合、産業廃棄物処理業（収集運搬・処分）の許可業者と契約して下さい。
- 2) タイヤ販売会社・販売店が廃タイヤの処理を委託する場合、一般廃棄物を取り扱える処理業者と契約して下さい。
必要な許可は下記の通りです。

【収集運搬業者】

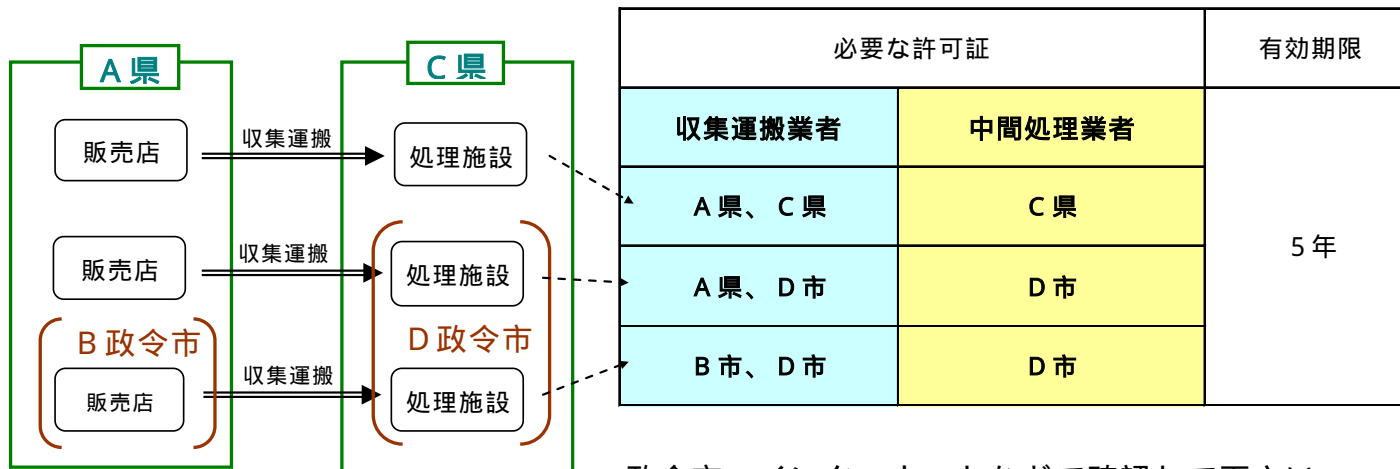
廃タイヤの産業廃棄物収集運搬業の許可があれば、一般廃棄物収集運搬業の許可は不要。（施行規則 2 条第 8 項）

【中間処理業者】下記の条件全てに該当する場合、一般廃棄物処分業の許可は不要。（施行規則 2 条の 3 第 6 項）

- ・廃タイヤの産業廃棄物処分業の許可を取得していること。
- ・処理能力が 1 日 5 トン以上の処理施設を有していること。
- ・一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設設置許可を取得していること。

産業廃棄物処理業の許可証は、収集運搬又は中間処理を行う場所を管轄する都道府県又は政令市が発行します。
都道府県や市をまたがって収集運搬を行う場合は、積む場所と降ろす場所の 2 箇所の許可証が必要です。

処理委託契約書には、必要な許可証のコピーを添付する事が義務付けられています。



政令市：インターネットなどで確認して下さい。
(政令指定都市、中核市、特例市など)

処理業者の確認事項

委託する処理業者の選定にあたっては、下記の事項を確認して下さい。

確認事項	確認方法	確認のポイント		チェック(○×)	
		収集運搬業者	中間処理業者	収集運搬	中間処理
許可の確認	許可証	収集運搬の許可を持っているか	中間処理の許可を持っているか 施設の設置許可を持っているか		
許可した自治体	許可証	積む場所と降ろす場所	廃棄物を処理する場所		
許可の有効期限	許可証	有効期限(5年)が切れていないか			
取り扱える廃棄物の種類	許可証	廃プラ(廃タイヤ)の許可を持っているか			
保管状況		許可無く積替保管をしていないか	保管基準(処理能力の14日分以内)を満たしているか 豪雪地域については特例あり		
処理方法及び処理能力		収運許可番号表示のある車両で運搬しているか 選別行為を行っていないか	処理能力以上に受け入れていないか		
不適正処理		自治体から改善指導、措置命令等を受けていないか			
経営状況		財務状況を含め、経営内容は悪くないか			

マニフェスト制度

定義：マニフェスト（管理票）により産業廃棄物が適正処理されることを最後まで管理するシステム

義務：産業廃棄物の排出者は、種類ごとに行き先ごとにマニフェストを交付し、最終処分の確認を行う。

ポイント：

交付：排出者が収集・運搬業者等に廃棄物を引き渡す際

記載事項の確認：産業廃棄物の種類、数量、運搬、処分業者の氏名、名称

返却期限：マニフェスト交付から90日以内にB2票、D票が、180日以内にE票が返却されること
処理委託業者は、作業終了後10日以内に排出者に報告義務があります。

返却されない場合の報告義務：期限内にマニフェストが返却されない場合、30日以内に都道府県知事等に報告すること

保管：返却後5年間

年1回、自治体へ交付状況の報告

罰則：マニフェストを適正に使用しない場合、排出者も処罰される
6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

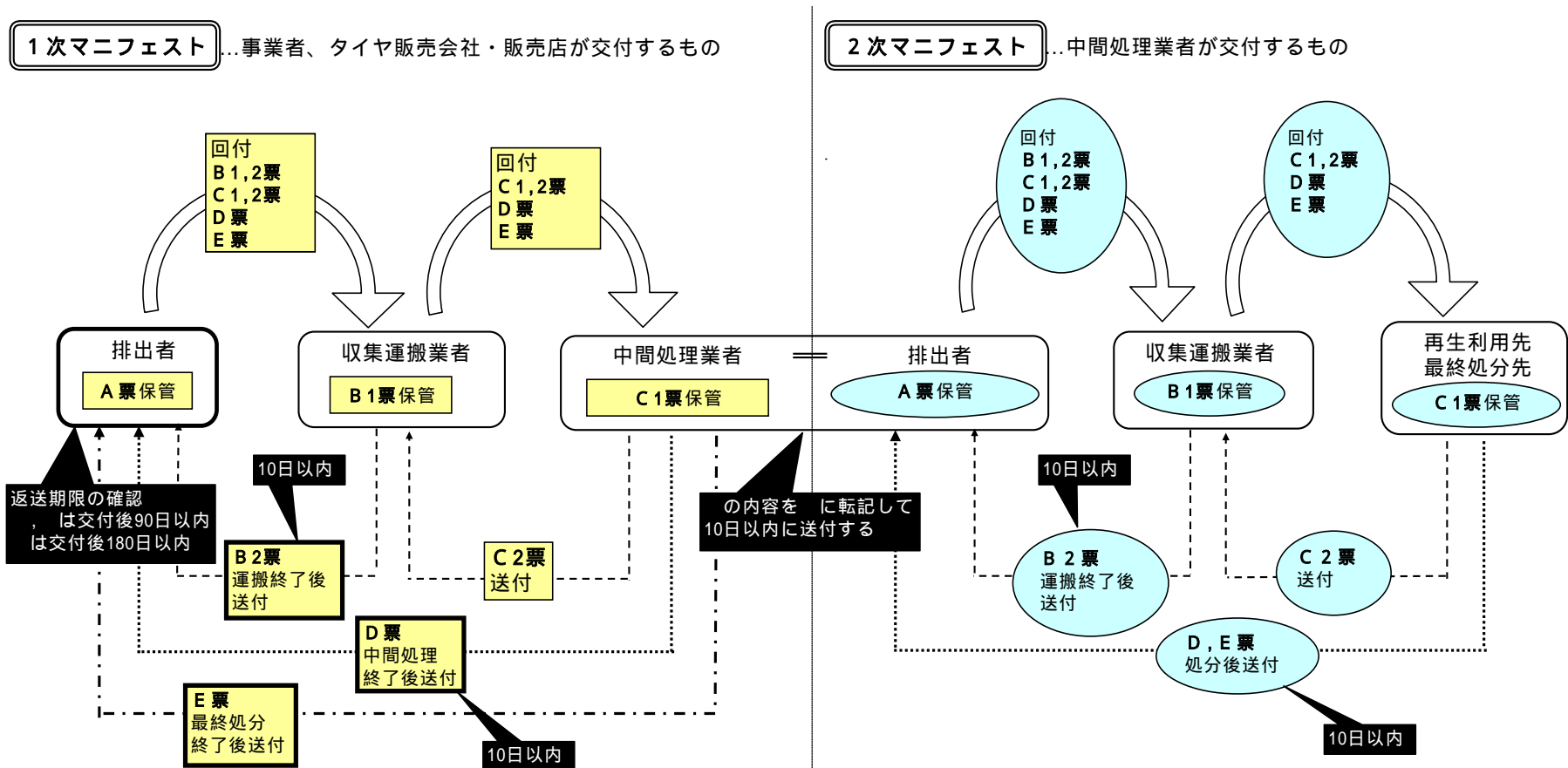
タイヤ業界の取り組み

廃タイヤの不法投棄等を防止し、適正処理を推進するため、
タイヤ業界はすべての廃タイヤにマニフェストを適用する。

マニフェストの流れ

マニフェストには、下記のように1次と2次が関連して回付されています。

但し、丸タイヤのままで直接、再生利用先・最終処分先に持ち込まれる場合は、1次マニフェストだけで完結するため、1次マニフェストのD票とE票が同時に排出者に返却されます。



マニフェスト記入例

廃タイヤマニフェストを使用した場合の一般的なA票への記入例は下記の通りです。

委任状によって販売会社に処理を委託しているタイヤ販売店等の名称等を記入

- 廃タイヤの受け渡し日
- 排出者(委託契約者)の氏名又は名称、住所、電話番号
- 廃棄物の区分にレ印
- 廃棄物の種類にレ印
- 該当の荷姿にレ印
その他の場合は具体的に記入
- 廃棄物の名称にレ印
- 見込まれる処分方法に印をつける
- 注意事項等あれば記入
- 予定される最終処分場を記入
委託契約書に記載された場所の場合は該当欄にレ印で省略できる
- 収集運搬を請け負った者
- 廃タイヤを受け取った際、担当者が会社名、担当者氏名を記入し、捺印する。
- 廃タイヤの処分を請け負った者

指定産廃の区分はなくなります

廃タイヤマニフェスト(区間委託なし): A票

JATMA

交付年月日	年 月 日	交付番号	A 01234567	整理番号		交付担当者	氏名
事業者(排出者)	氏名又は名称 住所 〒 電話番号	事業場(排出事業場)	所在地 〒 電話番号	処理を委託する 販売会社名	名称/所在地/電話番号	担当者氏名	
廃棄物の区分	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物 <input checked="" type="checkbox"/> 資源物	<input type="checkbox"/> 廃棄物	<input type="checkbox"/> コムくず <input type="checkbox"/> 金属くず	数量	kg	本数又は個数	単価
廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 黒プラスチック類(廃タイヤ) <input type="checkbox"/> コムくず <input type="checkbox"/> 金属くず	荷姿	<input type="checkbox"/> バラ <input type="checkbox"/> その他()	数量	本数	合計	
廃棄物の名称	<input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> チューブ・フラップ <input type="checkbox"/> ホイール	PCホイール付		LT			
有害物質等		LTホイール付		TE			
処分又は再生利用方法	中間処理: a. 切削/破砕 b. 焼却 c. その他() 再生利用: a. 熱回収 b. 原料 c. 加工 d. 原料 最終処分: a. 安定型埋立 b. 管理型埋立	MCホイール付		MC			
備考・通信欄	備考・通信欄	OFVD/AG		OFVD/AG			
最終処分場所	管理届交付 <input type="checkbox"/> 積戻記 <input type="checkbox"/> 追記	数量		小計		合計	
運搬受託者(排出者記入欄)	氏名又は名称 住所 〒 電話番号	運搬先の事業場(処分又は再生利用事業場)	所在地 〒 電話番号	積替え又は保管	所在地 〒 電話番号		
運搬受託者(運搬者記入欄)	氏名又は名称 住所 〒 電話番号	積替え又は保管	所在地 〒 電話番号				
運搬受託者(委託者記入欄)	氏名又は名称 住所 〒 電話番号						
処分担当者	氏名又は名称 住所 〒 電話番号						
処分受託者(処分者記入欄)	氏名又は名称 住所 〒 電話番号						
処分受託者(委託者記入欄)	氏名又は名称 住所 〒 電話番号						
処分受託者(委託者記入欄)	氏名又は名称 住所 〒 電話番号						

1次マニフェストでは記入しない
2次マニフェスト時に使用する欄

斜線部はA票には記入しない

発行元: 社団法人 日本自動車タイヤ協会

- 整理番号は排出者の必要に応じて使用
- 交付担当者はマニフェストに必要な事項を記入後署名捺印
- 廃タイヤの引き渡しを行う事業場(委託契約者の事業所)
- 引き渡す廃タイヤについて具体的に記入
重量で引き渡す場合は重量欄に記入
- 廃タイヤを持ち込む予定の処分受託者の事業所
- 積み替え又は保管を行う場合に記入

